

第10次

島田市高齢者保健福祉計画

第9期島田市介護保険事業計画

【2024(令和6)年度～2026(令和8)年度】

概要版



令和6年3月

笑顔あふれる安心のまち
島田市

1

計画の背景と目的

わが国では、少子高齢化が進行しており2025(令和7)年には、「団塊の世代」(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年生まれ)の全員が75歳以上となり、国の推計によると、2040(令和22)年には65歳以上の人口が全人口の約35%となるとされています。今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想され、労働力不足が深刻となります。社会保障財源がひっ迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。

本市においても例外ではなく、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向である一方で、高齢化率は増加傾向にあり、住民基本台帳を基準とした本市の推計によると、2025(令和7)年には32.6%、2040(令和22)年には36.6%となることが予測されます。また、8050問題やヤングケアラー、ダブルケア等、福祉課題は多様化・複雑化しており、このような福祉課題に対応できる重層的な支援体制を構築していくことが必要です。今後は、2040(令和22)年を見据え、地域の実情に応じたサービス基盤の計画的な整備、2025(令和7)年の地域包括ケアシステムの実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性の向上等、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進し、誰もが長く元気に活躍できる社会を実現していくことが重要となります。

このような中で、本市においては、「誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田」を基本理念、「生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本方針とした第9次高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)を2021(令和3)年3月に策定し、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を住み慣れた地域で一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの推進を基軸とした高齢者福祉に関する各種施策を推進してきました。

この度、計画期間の満了に伴い、また2040(令和22)年を見据えた様々な福祉課題に対応するため、新たに「第10次高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)」を策定します。

2

計画の期間

本計画は、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3か年計画とします。

また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025(令和7)年及び団塊ジュニア世代が高齢者となり、全国の高齢者数がピークに近づく2040(令和22)年を見据えた中長期的な視点に立った計画とします。

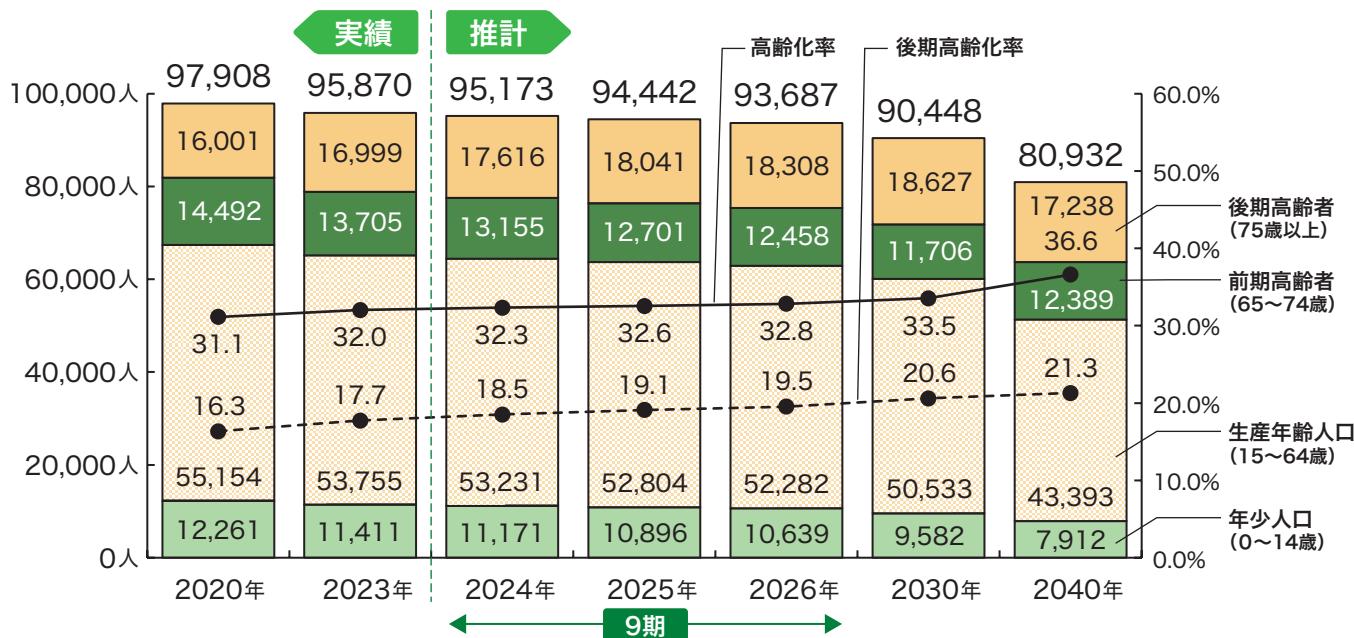


1.高齢者人口の推移

本市の人口は、減少傾向のまま計画期間の最終年度である2026(令和8)年には93,687人となり、2040(令和22)年には80,932人となる予測です。

この間、生産年齢人口(15～64歳)割合は減少傾向にあり、高齢化率と後期高齢化率は増加し続けます。

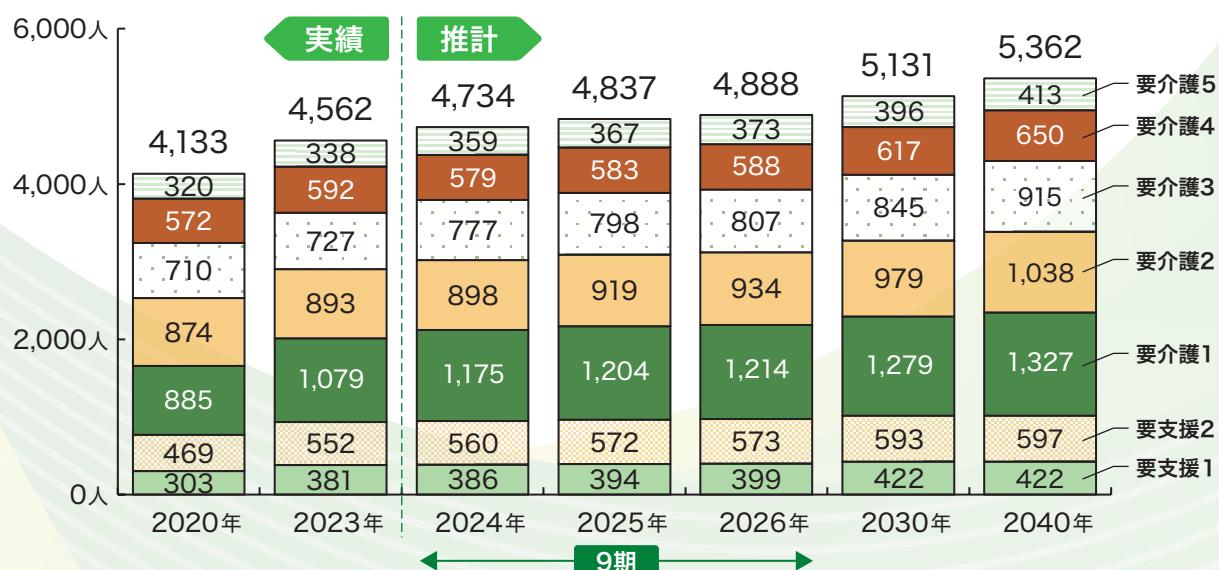
また、前期高齢者(65～74歳)の人数は減少傾向にあり、後期高齢者(75歳以上)の人数は2030(令和12)年までは増加することが予測されます。



2.要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2026(令和8)年に4,888人となり、2040(令和22)年には5,362人となる予測です。

認定区分別にみると、高齢化に伴い、いずれの認定区分においても増加することが予想されます。

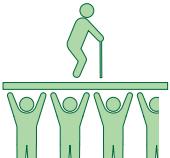
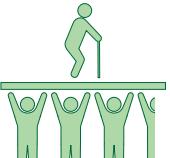
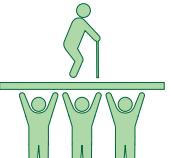


3.2040(令和22)年に予想される課題

国の推計によると、2040(令和22)年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。人口構造の推移を見ると、今後は「高齢者の急増」から「現役世代の急減・後期高齢者の急増」に局面が変化していくことが予想されます。これにより、労働力不足が深刻となり、社会保障財源がひっ迫し、介護人材についても深刻な不足を招くと推測されるほか、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。このような課題に対して、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、取組を進めることが必要です。

高齢者のうち特に支援や介護が必要になる割合が増える後期高齢者(75歳以上)を支えられる側とし、支える側を20歳から74歳の成人としたバランスの推移は次のとおりとなります。

●支えられる側(75歳以上)と支える側(20~74歳)のバランス

	2023(令和5)年	2025(令和7)年	2040(令和22)年
75歳以上の高齢者 1人に対する 20~74歳の人数	 3.71人	 3.39人	 3.06人
高齢化の動向	団塊の世代は 前期高齢者	団塊の世代は 後期高齢者	団塊ジュニアの世代は 前期高齢者

4.日常生活圏域の状況

本市では、地理的条件、人口規模、交通事情、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、中学校区を基本として考えます。北中学校区が島田第一中学校区に統合されたため、第9次高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)で設定した7圏域から、6圏域に変更しました。

●圏域別高齢者・認定者数(割合)

単位:人

	島田市 全体	島田第一 中学校区	島田第二 中学校区	六合 中学校区	初倉 中学校区	金谷 中学校区	川根 中学校区
人口	95,870	22,576	22,332	16,226	12,924	17,732	4,080
高齢者数	30,704	7,416	6,838	4,118	3,968	6,343	2,021
	32.0%	32.8%	30.6%	25.4%	30.7%	35.8%	49.5%
後期 高齢者数	16,999	4,196	3,913	2,089	2,004	3,608	1,189
	17.7%	18.6%	17.5%	12.9%	15.5%	20.3%	29.1%
認定者数	4,562	1,098	1,169	514	485	959	337
	14.8%	14.8%	17.1%	12.5%	12.2%	15.1%	16.7%

2023(令和5)年9月30日現在 ※島田市全体の認定者数(第1号被保険者数)には住所地特例者を含まない

第9次高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現のための仕組みである地域包括ケアシステムを推進するための方針として「地域包括ケアシステムから地域共生社会へ」を設定して取り組んできました。

第10次高齢者保健福祉計画(第9期介護保険事業計画)では、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進するために、以下のように重点施策を設定します。

1.介護サービス基盤の計画的な整備

《地域の実情に応じたサービス基盤の整備》

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するためには、介護サービスの充実は必要不可欠ですが、地域によって必要とされるサービスは異なります。また、高齢者人口がピークを迎えるとされる2040(令和22)年を見据えたサービス提供体制を構築していく必要があります。島田市の介護ニーズを捉えながら事業所等と連携し、必要なサービスを提供する体制を整備していきます。

《在宅介護サービスの充実》

超高齢化社会を迎えるにあたり、要介護認定者の増加が見込まれ、在宅介護の必要性が高まっています。また、2022(令和4)年度に実施した高齢者実態調査の結果からも、島田市では在宅での介護ニーズが高いことがわかります。このような状況に対応していくため、地域密着型サービスを中心とした様々な在宅介護サービスの充実を図っていきます。

《医療・介護の連携強化》

住み慣れた地域で最期まで自分らしく過ごすためには、医療・介護の連携が重要です。在宅医療・介護関係者が情報を共有し、連携した相談支援体制の強化を促進していきます。また、市民一人ひとりが自分らしい最期を迎えるため、本人・家族・医療・介護関係者によるACP(人生会議)等の取組を促進します。

2.地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

≪ 地域共生社会の実現 ≫

地域共生社会を実現するために、多機関が協働して制度や分野の枠を超えた地域づくりを推進し、生活困窮、障害、ひきこもり等の複合的な課題解決に向けた重層的な相談支援体制の整備に取り組みます。

≪ 認知症にやさしいまちづくり ≫

認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の正しい知識や理解の普及啓発に取り組みます。また、若年性認知症への支援体制の整備や、早期発見・早期対応に向けた関係機関の連携強化を図ります。さらに、認知症カフェや認知症家族会を実施し、家族介護者等の負担を軽減していきます。

3.地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

≪ 介護人材の確保・定着 ≫

介護サービスのニーズが高まる中、介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、早急に取り組んでいく必要があります。市独自で行っている介護職員入門的研修のさらなる充実を図るとともに、外国人介護人材の受け入れ促進や新人介護職員職場定着促進事業等の様々な施策を県と連携して実施していくことで、介護人材の確保・定着に取り組みます。

≪ 介護現場の生産性の向上 ≫

介護サービス事業所と連携し、様々な介護サービスに関する手続きをデジタル化していくことで文書負担の軽減を図り、介護サービス事業所のICT化を支援していきます。また、マイナポータルを活用した各種介護手続きを促進するとともに、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に取り組みます。

基本理念

基本方針

基本目標

施策

誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

①自立した生活の継続と
健康寿命の延伸
【予防】



②地域で過ごしやすい
生活支援体制の整備
【生活支援】



③安全・安心に暮らせる
環境整備の推進
【住まい】



④連携体制の強化による
医療と介護の推進
【医療等】



⑤介護保険事業の適正な
運営【介護】



(1)介護予防の推進

(2)生きがいづくりと社会参加の促進

(3)健康づくりの推進

(1)支え合いの仕組みづくり

(2)生活支援サービスの提供

(3)介護家族への支援

(1)住まいの安全確保

(2)安全・安心な生活基盤の整備

(3)災害・感染症対策の充実

(1)地域包括支援センターの体制強化

(2)在宅医療、医療と介護の連携の推進

(3)認知症対策

(1)介護給付の適正化

(2)介護人材の確保

(3)介護保険サービスの充実と提供

1. 基本理念

第9次高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)では、島田市の総合的な市政の方針を示す「第2次島田市総合計画」(計画期間2018(平成30)年度から2025(令和7)年度)における島田市のあるべき将来の姿『笑顔あふれる 安心のまち 島田』を実現するため、『誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田』を基本理念とし、施策を開いてきました。

この総合計画の目指すべき姿の実現のため、本計画においても引き続き「誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田」を基本理念とします。

誰もが健やかで幸せに暮らせるまち・島田

2. 基本方針

総合計画の目指すべき姿である『笑顔あふれる 安心のまち 島田』を実現するために、『生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムのさらなる推進～』を基本方針として施策を開いてきました。国や県の指針を踏まえ、地域包括ケアシステムのさらなる深化とその実現を図るため、本計画の基本指針を以下のように設定します。

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進～

3. 基本目標・基本施策と主な事業

基本目標1 自立した生活の継続と健康寿命の延伸

基本施策1 介護予防の推進		
(1)パワーリハビリ教室事業 (4)川根介護予防拠点施設(ふれあい健康プラザ)管理運営 (6)一般介護予防事業評価事業 (9)短期運動指導教室 (12)地域リハビリテーション活動支援事業	(2)元気・脳力アップ塾 (7)総合事業通所介護 (10)訪問型介護予防指導事業 (13)介護予防把握事業	(3)介護予防出前講座 (5)脳の健康度テスト (8)おでかけデイサービス事業 (11)生きがい活動支援通所事業
基本施策2 生きがいづくりと社会参加の促進		
(14)しまトレ推進事業 (17)eスポーツ教室事業 (20)敬老会実施地区助成事業 (23)学習活動・仲間づくりの支援 (26)シルバー人材センター等と連携した就労支援	(15)居場所づくり事業 (18)高齢者等補聴器購入費助成事業 (21)敬老事業 (24)高齢者読み聞かせ活動	(16)地域ふれあい事業 (19)老人クラブ活動の支援 (22)老人福祉センター(伊太なごみの里)管理運営 (25)高齢者向け就職支援セミナー
基本施策3 健康づくりの推進		
(27)しまだ健幸マイレージ事業 (30)特定健診・特定保健指導 (33)訪問指導 (36)歯周疾患検診 (39)がん検診事業 (42)高齢者用肺炎球菌予防接種事業 (45)健康状態不明者訪問事業	(28)スポーツ教室 (31)健康教育 (34)食生活相談 (37)8020運動の推進 (40)骨粗しょう症検診 (43)帯状疱疹ワクチン接種費助成金交付事業 (46)通いの場等での健康教育・健康相談	(29)健康づくり事業 (32)健康相談 (35)男性を対象とした料理教室 (38)訪問歯科診療事業 (41)高齢者インフルエンザ予防接種事業 (44)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施体制の推進

基本目標2 地域で過ごしやすい生活支援体制の整備

基本施策1 支え合いの仕組みづくり		
(47)介護予防・生活支援サービスの基盤整備		(48)シニアトレーニングセンター養成講座事業
基本施策2 生活支援サービスの提供		
(49)重層的支援体制整備事業	(50)住民主体の生活支援サービス	(51)総合事業訪問介護
(52)自立生活支援事業	(53)高齢者等配食サービス事業	(54)生活管理指導短期宿泊事業
(55)低所得者等に対する利用者負担の軽減制度		(56)デジタル活用支援員派遣等事業
(57)地域公共交通運行事業	(58)公共交通に関する地域別ワークショップの開催	
(59)地元主体運行、外出支援事業の促進	(60)川根地区移動支援サービス事業	(61)重度障害者等移動支援車両貸出事業
基本施策3 介護家族への支援		
(62)家族介護者交流事業	(63)認知症家族会	(64)家族介護用品支給事業
(65)介護マークの普及啓発	(66)おむつ代の医療費控除証明書の発行	(67)障害者控除対象者認定書の発行
(68)ヤングケアラー関連事業	(69)介護離職防止施策の推進	

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境整備の推進

基本施策1 住まいの安全確保		
(70)老人保護措置事業	(71)養護老人ホーム管理運営	(72)市営住宅高齢者世帯優先入居制度
基本施策2 安全・安心な生活基盤の整備		
(73)高齢者の住まいの確保	(74)介護保険住宅改修支援事業	(75)家具等転倒防止対策事業
(76)耐震シェルター等設置事業		
基本施策3 災害・感染症対策の充実		
(77)ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	(78)高齢者見守り台帳	(79)地域高齢者見守りネットワークづくり事業
(80)認知症センター養成事業	(81)高齢者虐待防止事業	(82)成年後見制度利用支援事業
(83)成年後見制度利用推進事業	(84)消費者保護事業	(85)運転免許証自主返納の促進
(86)災害・感染症対策	(87)避難行動要支援者支援体制の整備	(88)福祉避難所としての協定締結

基本目標4 連携体制の強化による医療と介護の推進

基本施策1 地域包括支援センターの体制強化		
(89)地域包括支援センターの機能と体制の強化	(90)総合相談・支援事業(地域包括支援センター)	
基本施策2 在宅医療、医療と介護の連携の推進		
(91)高齢者権利擁護事業(地域包括支援センター)	(92)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(地域包括支援センター)	
(93)地域ケア会議推進事業	(94)介護予防ケアマネジメント事業(地域包括支援センター)	
基本施策3 認知症対策		
(95)在宅医療の推進	(96)在宅医療・介護連携の推進	(97)ACP(人生会議)普及啓発事業
(98)市民への啓発(在宅医療、リビング・ウイル)		
(99)認知症地域支援・ケア向上事業	(100)認知症対策検討委員会	(101)認知症初期集中支援チーム
(102)認知症高齢者見守り事業	(103)若年性認知症対策	

基本目標5 介護保険事業の適正な運営

基本施策1 介護給付の適正化		
(104)介護給付適正化事業	(105)事業所の指定と指導・監督	
(106)介護サービス事業所のサービスの質の向上と従事者の資質の向上		(107)介護相談員派遣事業
基本施策2 介護人材の確保		
(108)介護支援専門員活動支援事業	(109)障害福祉サービスと介護サービスの連携強化	
基本施策3 介護保険サービスの充実と提供		
(110)介護人材の確保	(111)介護人材確保・定着事業への参加促進	(112)介護教室や職場体験の促進
(113)ICT等の活用による業務の効率化	(114)介護関連資格取得への支援	
(115)居宅サービスの充実	(116)地域密着型サービスの充実	(117)施設サービスの充実

6

介護保険事業費の見込み

1.介護保険事業の給付費等の見込み

●標準給付費の見込み

単位:千円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
総給付費	8,336,150	8,412,074	8,512,796	25,261,020
介護給付費	8,149,366	8,222,076	8,322,008	24,693,450
介護予防給付費	186,784	189,998	190,788	567,570
特定入所者介護サービス費等給付額	189,213	193,109	195,100	577,422
高額介護サービス費等給付額	174,385	178,003	179,841	532,229
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,366	20,876	21,286	62,528
算定対象審査支払手数料	5,494	5,631	5,742	16,867
審査支払手数料支払件数	119,429件	122,419件	124,821件	366,669件
標準給付費	8,725,608	8,809,693	8,914,765	26,450,066

●地域支援事業費の見込み

単位:千円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
地域支援事業費	353,534	379,925	410,352	1,143,811
介護予防・日常生活支援総合事業費	178,033	195,036	214,292	587,361
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	165,240	172,382	180,526	518,148
包括的支援事業(社会保障充実分)	10,261	12,507	15,534	38,302

●介護保険事業の給付費等の見込み(合計)

単位:千円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
介護保険事業の給付費等	9,079,142	9,189,618	9,325,117	27,593,877
標準給付費	8,725,608	8,809,693	8,914,765	26,450,066
地域支援事業費(交付金対象分)	353,534	379,925	410,352	1,143,811

2.保健福祉事業費の見込み

単位:千円

	2024年度	2025年度	2026年度	合計
保健福祉事業費	19,000	19,100	19,200	57,300
家族介護用品支給事業	17,400	17,400	17,400	52,200
高齢者外出支援サービス支援事業	1,600	1,700	1,800	5,100

※千円単位による四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

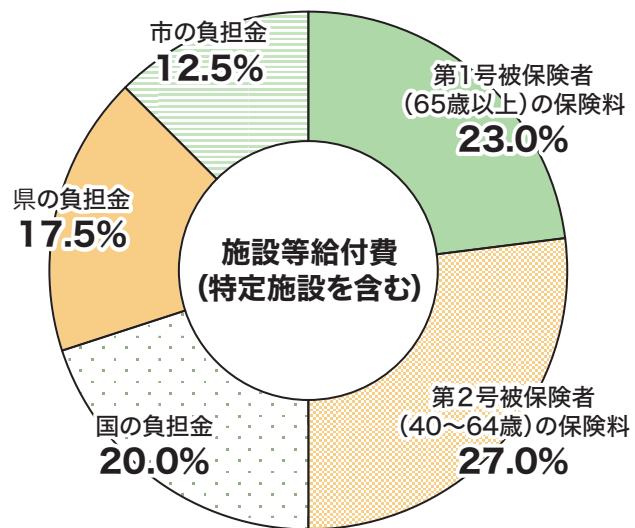
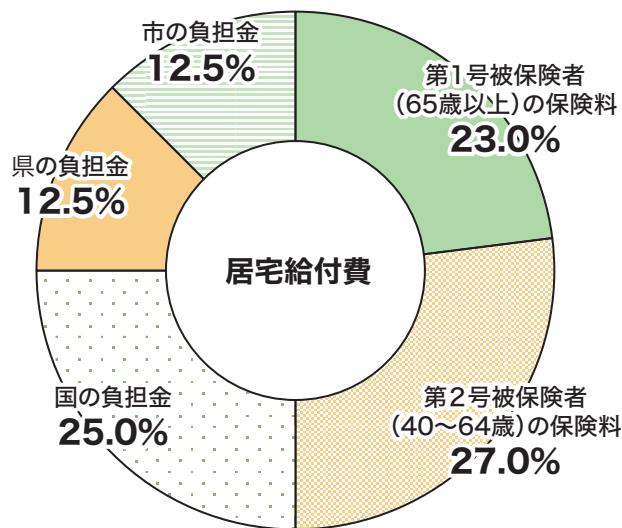
1.費用の負担割合

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳の第2号被保険者が負担する介護保険料によって賄われています。

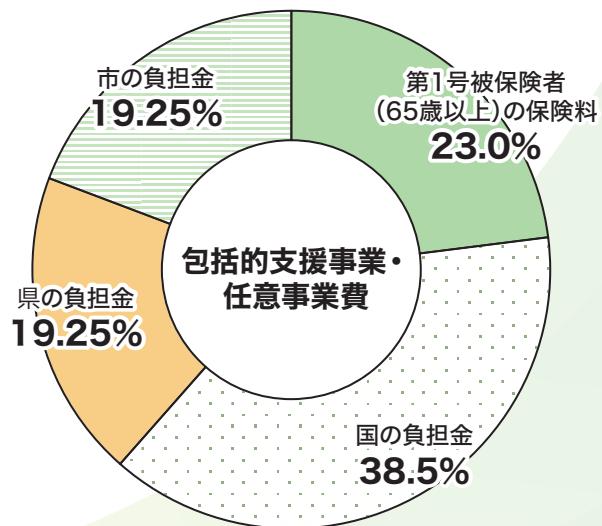
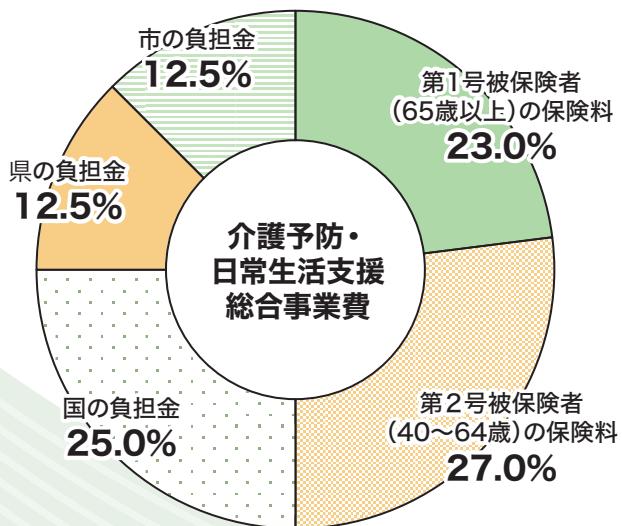
財源内訳については、本計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費を除いて27%になります(第8期と同じ負担割合)。

なお、第1号被保険者の介護保険料は、3年間を通じて収入と支出の均衡が図られるよう設定されています。

●標準給付費の財源内訳



●地域支援事業費の財源内訳



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、
国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

2.第1号被保険者の保険料

低所得者に対する保険料軽減など、負担能力をきめ細かく反映し、第1号被保険者に対する保険料については、13段階の設定とします。

なお、第1段階から第3段階については、低所得者に対する保険料の軽減がされています。

保険料区分	対象となる方		割合	年額	月額
第1段階	・市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ・生活保護法の被保護者 ・市民税非課税世帯に属し、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の方		基準額 ×0.285	17,100円	1,425円
第2段階	市民税 非課税世帯	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額 ×0.435	26,100円	2,175円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	41,100円	3,425円
第4段階	市民税課税 世帯で本人が 市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.900	54,000円	4,500円
【基準額】 第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	×1.000	60,000円	5,000円
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.100	66,000円	5,500円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.300	78,000円	6,500円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.500	90,000円	7,500円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.700	102,000円	8,500円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.750	105,000円	8,750円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×1.800	108,000円	9,000円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×1.900	114,000円	9,500円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.100	126,000円	10,500円

※合計所得金額のうち、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらにかかる特別控除額を控除します。

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を除きます。

第10次島田市高齢者保健福祉計画・第9期島田市介護保険事業計画 概要版 ～生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり～

発行 2024(令和6)年3月
企画・編集 島田市 健康福祉部 長寿介護課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1
TEL:0547-34-3293 FAX:0547-37-8200